

令和3年度第4回建築審査会 議事録

1 日時 令和3年11月29日(月) 午後2時 開会

2 場所 長野県庁 議会増築棟 401号会議室

3 出席者

【委員】 河辺委員、場々委員、辻井委員、北村委員、飯島委員、荒城委員

【事務局(特定行政庁)】

小林建築技監兼建築住宅課長、土屋課長補佐兼指導審査係長、花岡技師、北原技師

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議(議案第1号)

道路上空に設置する渡り廊下の建築許可について

ア 概要 法第44条第1項第四号の許可

(建築基準法第44条第1項第四号の許可の説明)

第44条 建築物等は、道路内に、又は道路に突き出して建築等してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(略)

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

| | |
|-------|--|
| 委員 | 道路上空部分はガラスがないとの事ですが、空調や換気はどのような計画となっていますか。 また、屋根の雪は溶かして機械で流すということで大丈夫だと思いますが、氷柱に関しては、どのような対策を行うのでしょうか。 |
| 特定行政庁 | 空調につきましては、クリーンルームということで、全館機械換気となっております。塵等に弱い部品で、注意しながら運ぶ必要があるため、廊下も全て機械換気となっております。伺っております。 氷柱に関しては、外装がアルミパネルということで、極力雪が付きにくいものを選んでいきます。また、24時間管理体制で守衛がいるので、氷柱ができて危険と判断した場合は対応を行う旨伺っております。前回、23年に渡り廊下を造っており、それと同様の管理をしていきたいと伺っております。 |

(2) 包括同意案件に関する審議（議案第2号）

建築基準法第43条第2項第二号の規定により、建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第43条第2項第二号の許可

（建築基準法第43条第2項第二号の許可の説明）

第43条 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。

（略）

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

（略）

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし